

～平成 27 年度労働保険料率の変更は？～

寒い日が続きますが、みなさま風邪などひかれていないでしょうか？年末年始に一旦治まったインフルエンザの流行が、ここでまた勢いづいているようです。貴社、社内におかれましても流行しないようお気を付け下さい。さて、今月は4月からの労働保険料率について取り上げます。

労災保険料率は事業の種類ごとに定められ、過去3年間の保険給付実績等から3年ごとに改定されています。労働災害が多かった業種ほど、料率も上がるという仕組みです。27年4月からの保険料率は8業種で引き上げ、23業種で引下げ、残り23業種は据え置きとなり、全体の平均としては平成以降最も低い水準（平均4.7/1,000）、厚労省によると料率改定により全体で年間278億円の企業負担が軽減されるのだそう。業種区分が「卸売業・小売業・飲食店、宿泊業」は3.5/1,000、「その他の各種事業」は3/1,000と据え置かれました。（全54業種の新旧保険料率表は厚労省HPで見ることができます。）

雇用保険料率に関しても、変更がある場合は4月からの改定になるのですが、一般の事業は1.35%、農林水産・清酒製造の事業は1.55%、建設の事業は1.65%となり、全3事業区分で26年度の料率が据え置かれることになっています。（参考：厚労省HP、月刊社労士 下表：「平成27年度の雇用保険料率（予定）」厚労省HPより）

<平成27年度の雇用保険料率（予定）>

	①+②	①	②		
	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%	0.5%	0.35%
農林水産 清酒製造の事業	1.55%	0.6%	0.95%	0.6%	0.35%
建設の事業	1.65%	0.6%	1.05%	0.6%	0.45%

27年度健康保険料率（全国健康保険協会）に関しては、変更等まだ決まっていません。（1/29現在）通常、変更時期は4月納付分（3月賦課分）からなのですが、今回政府予算案の閣議決定の時期が1ヶ月ほどずれ込む見通しから、変更がある場合5月納付分（4月賦課分）からとなるようです。



～平成28年4月に予定される労働時間法制改革～

1月16日、労働政策審議会労働条件分科会において、「今後の労働時間法制等の在り方について」（報告書骨子案）が公表されました。これにより28年4月に予定される労働時間法制改革の方向性が示されました。中でも影響が強く出そうな項目として、現在中小企業様において猶予されている月60時間超の時間外労働の割増賃金率（5割以上）の適用猶予の見直しです。他にも年次有給休暇の時季指定の使用者への義務付けが適当であるとの方向性が示されたりしています。法改正はまだ先の話ではございますが、ご興味のある方は下記URLから骨子案の中身をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071225.html>

2月の予定



労務 2/1～2/28 1月分の社会保険料の納付

税務 2/1～2/10 1月分の源泉所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

記事担当：菊地